

入園のしおり

重要事項説明書



社会福祉法人あゆみ会 浮島保育所

施 設 の 概 要

運営主体：社会福祉法人あゆみ会	理事長： 佐藤 道子	
創立記念日：1977年9月9日 開所年月日：2001年4月1日	運営施設： あゆみ保育園・浮島保育所 つめ草保育園・あゆみ苑	
所在地：塩釜市花立町 1-16 第2事務所：塩釜市花立町 11-13-202	電話：781-6625	FAX：781-6601

施設名：社会福祉法人あゆみ会 浮島保育所	住所：多賀城市浮島2丁目10番1号
所長：石垣 裕美	副所長：須田 美佳
保育定員：100名	電話：368-0440 FAX：389-0268
職員数： 35名 所長・副所長・保育主任2名・保育士26名・栄養士・調理師・調理員・用務員・嘱託医	

職 員 の 配 置

さくらんぼ組	0歳児（定員12名）	担任4名
もも組	1歳児（定員15名）	担任4名
いちご組	2歳児（定員18名）	担任4名
みかん組	3歳児（定員18名）	担任3名
ぶどう組	4歳児（定員18名）	担任3名
りんご組	5歳児（定員19名）	担任2名
	フリー保育士	4名
一時保育		担当2名
	栄養士	1名
	調理師・調理員	2名
	用務員	1名
嘱託医： 坂総合病院小児科 ・ 浮島歯科クリニック		

〈保育方針・運営方針〉

- 1 私たちは平和と自由を守り、子どもが子ども時代を子どもらしく育つ保育園をめざします。
- 2 子ども達の豊かな育ちを保障し、子ども達が生き生きとたくましく育つよう、学びながら保育内容の充実に努めます。
- 3 子どもの人権を守り、保護者が安心して利用できる保育園をめざします。
- 4 保護者や職員の意見を大切に、みんなでつくる保育園をめざします。
- 5 保育条件向上のために、保護者と職員が話し合い、子どもを守る運動をすすめます。
- 6 地域・保護者への子育て支援をおこない、地域のネットワークづくりをすすめます。

〈保育目標〉

- 健康な子ども
 - 自分を力いっぱい表現し、意欲的に遊べる子ども
 - 仲間を大切に、仲間の中にいることを喜ぶ子ども
-

〈あゆみ会の歴史〉

社会福祉法人あゆみ会は 12 年間の無認可の下馬乳児共同保育所時代を経て、1978 年認可保育園あゆみ保育園をつくりました。

現在、あゆみ保育園（塩竈市）、つめ草保育園（多賀城市）、デイサービスあゆみ苑（塩竈市）、ライフサポートあゆみ苑（塩竈市）など、地域の福祉の要望に応える施設の運営をおこなっています。

地域の子どもたちが安心して育ち、子どもも大人も育ち合う保育園をめざし、多くの方々とともに歩んできました。

〈浮島保育所の歴史〉

2001 年 4 月、浮島保育所は 17 年間の公立保育所生活を閉じ、社会福祉法人あゆみ会の運営する公設民営の保育所としてスタートを切りました。

公設民営の浮島保育所として出発するまでには、1982 年～2001 年まで 19 年にわたる無認可の風の子共同保育所の保育実践・保育運動の歩みがありました。風の子共同保育所は、多賀城市留ヶ谷・中央 2 丁目などを水害のため等での移転を余儀なくされながらも、産休明けからの集団保育・長時間保育の充実に目指してきました。1995 年からは、認可保育所になるための運動を 6 年間にわたって、保護者・職員が力を合わせて展開してきました。この認可運動の力が、公設民営保育所という形で結実し、かねてから風の子共同保育所を支援してきた社会福祉法人あゆみ会への公設民営保育所委託となりました。

2006 年 4 月からは、さらに民設民営の保育所として歩みだしました。

<保育の内容>

1. 保育の開所日と開所時間

- ・保育所の開所日は月曜日から土曜日までです。
- ・延長保育をおこなっています。
- ・保育を提供する時間は、通勤時間+勤務時間です。

*短時間保育：9時～17時 標準時間保育：7時～18時

7:00	9:00	17:00	18:00～19:00
① 延長保育	短時間保育	① 延長保育	② 延長保育
標準時間保育			

*①延長保育は短時間保育の場合、②は標準時間保育の場合に発生する延長保育時間です。

(延長保育利用の場合、利用料金が発生します)

*延長保育は月～金で、延長保育申請が必要です。

*0歳児の②延長保育は、状況に応じておこないますので相談してください。

平日の保育時間 <通勤時間+保育時間>

保護者の方のお休みの日も、登所していただいて結構ですが、お休みの日の送迎時間については、9時～16時の間をお願いします。

土曜日の保育時間

原則として、保護者の方が、勤務の方のみ土曜保育を受け付けます。

毎週水曜日までに、土曜保育申し込み表に記入してください。

保育を提供する日・・・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始(12月29日～1月3日まで)及び祝祭日は休所となります。

また、災害等によりやむを得ない場合は、臨時で休所することがあります。

2. 保育事業

- ・乳児保育 ・障害児保育 ・一時預かり保育 ・地域子育て相談 ・完全給食
- ・アレルギー除去食 ・地域活動(地域の方々、子どもたちとの様々な交流をおこないます)

3. 保育料など

・通常の保育料については、多賀城市が定める料金になります。

*3歳児クラスから5歳児クラスの児童及び非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの児童は保育料が無償化されます。

・実費徴収

*延長保育料 ①月額 1,000円 ②月額 2,000円

*帽子代(入所時全員 650円) *布団乾燥代(全員月 1回 400円)

*0歳児クラス日誌代(500円) *おむつ処理代(月額 300円)

*3歳以上児主食代(全員月 1,000円) *3歳以上児副食費代(月 4,800円)

※主食代と副食代合わせて口座振替にて、納入をお願いしています。(振込み手数料を合わせた5,900円を、毎月5日に振替させていただきます。)

4. 慣らし保育について

浮島保育所では、一律の「慣らし保育」は行いません。お子さんの状況・保護者の方々の状況を見ながら、ご家庭と相談のうえで「慣らし保育」の期間を定めます。

<安全管理>

• 秘密保持

保護者の同意なく他者にお子さんの情報を提供することはありません。お子さんの安全を守るために必要な場合はその限りではありません。

• 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結し、年2回の検診をおこなっています。

◎ 坂総合病院小児科 (TEL 365-5175)

◎ 浮島歯科クリニック (TEL 368-2201)

• 緊急時の対応について

病院の受診が必要となった場合は、保護者に連絡いたします。連絡がつかないことのないようにお願いします。万が一、連絡が取れない場合は保育所の判断で受診します。

• 病気の場合

* 体温が37.5度以上あるときは、原則としてお預かりできません。(前日に37.5度以上あった場合も同様です。子どもに無理をさせず、回復を早めるために必要と考えています) また、発熱以外でも保育が不可能と思われる時は、保護者に連絡する場合があります。

* 伝染病の疾患等については、他の子どもに感染しないかについて医師の確認を受けてから登所してください。その際、登所申立書を提出してください。

主な病気と登所停止期間は<別紙>のとおりです。

• 薬の取り扱いについて

薬を服用する場合は所定の用紙に記入の上、1回分量を職員に直接わたしてください。

• 送迎および欠席の連絡

* 保育所への送迎は、保護者が責任をもっておこなってください。保護者以外の方が、送迎せざるをえないときは、事前に保育所にご連絡ください。

* 送迎時間に変更がある場合は、事由と時間についてご連絡ください。

* 欠席の場合は、給食の準備等のため、遅くとも当日の午前9時30分までにご連絡ください。

* 安全管理および延長保育人数確認のため、送迎時、送迎用タブレットで打刻をお願いします。

• 災害時の引渡しについて・・・子どもたちは、保育所で待機しています・・・

大規模災害時は、何より優先して子どものお迎えをお願いします。

• 苦情、要望等に関する相談窓口

あゆみ会では法人として苦情解決委員会を構成し、所長が苦情解決者に、副所長が苦情解決担当者となっています。第三者委員を法人として3名置き、解決のために活動します。何かありましたら遠慮なく、所長・副所長まで気軽にお話ください。

保育所 ご利用相談窓口	・受付担当者：須田 美佳 ・受付責任者：石垣 裕美 ・TEL：368-0440 ・FAX：389-0268		
第三者委員	海産物業仲卸	佐藤 正芳	TEL：080-1838-8521
	にじっこ園	齋藤 身江子	TEL：209-4166
	団体役員	後藤 たき子	TEL：367-6242
行政機関	多賀城市 子ども政策課		TEL：368-1141

• 児童虐待・DV に対する措置

本所では、児童福祉施設として、児童虐待・DV の疑いを少しでも発見したときには、関係機関へ連絡を行う義務があります。

• 不当介入、不当要求に対する措置

本所では、市の指導により、保育所の運営にあたり暴力団員による不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、市に対しその旨を報告します。また、暴力団に限らず不当要求を受けた場合にも、同じく対応します。

• 保険

万が一の事故に備えて、「日本スポーツ振興センター」の災害共済に加入しています。掛け金は、保護者負担 240 円です。1 年ごとの掛け捨てとなっています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により、限度額が定められている。）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額
疾病	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ●給食等による中毒 ●異物の嚥下又は迷入による疾患 ●ガス等による中毒 ●漆等による皮膚炎 ●熱中症 ●外部衝撃等による疾病 ●溺水 ●負傷による疾病	●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育所の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。）	障害見舞金 3,770 万円～82 万円 （通学中の災害の場合 1,400 万円）

死亡 突然死	保育所の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上 欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円（通所中の災害の場合 1,400万円）
	保育所の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因 となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円（通所中の災害の場合 1,400万円）
	保育所の管理下において運動などの行為と関連なしに発生し たもの	死亡見舞金 1,400万円（通所中の災害の場合も同様）

<その他>

・退所について

退所する場合は、前もって所長にお知らせください。

* 次の場合には、保育の提供を中止します。

○利用児童が小学校に就学したとき

○児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくな
ったとき

○その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

・保育所への食べ物や物の持ち込みについて

保育所では、給食で調理した物以外は食べられません。医師の指示などで必要なものについては
ご相談ください。また、お迎えのときガムや飴はひかえてください。

・職員、児童への贈り物

退所時などに、保育所・職員・クラスの子どもたちへの贈り物はしないでください。習慣化する
と負担も大変なので、ご協力お願いします。

・父母の会組織があります

詳細については、入所の際に父母の会よりお知らせがあります。

・重要事項説明の説明後に同意書の提出をお願いします。

<別表>各自用意するもの

	0歳児		1歳児	2～5歳児																														
食 事 用	おしぼり（顔・手ふき用）	3枚	おしぼり	3枚	おしぼり（2歳児のみ）	2枚	エプロン	3枚	エプロン	2枚	下げひも付きおしぼり	1枚	ガーゼハンカチ	4～5枚	コップ	1個	コップ	1個																
午 睡 用	バスタオル	1枚	バスタオル	1枚	バスタオル	1枚	上下布団	1組	上下布団	1組	上下布団	1組	（カバー・シーツをつけて）		（カバー・シーツをつけて）		（カバー・シーツをつけて）		パジャマ（薄手の半そで・半ズボン）	パジャマ（薄手の半そで・半ズボン）	パジャマ（薄手の半そで・半ズボン）													
着 替 え 用	産休明け～10か月	10か月以上	ずぼん	10枚	ずぼん	3～5枚	おむつ	10組	おむつ	10組	パンツ	3～5枚	下着	5枚	パンツ	7～8枚	半袖シャツ	5枚	半袖シャツ	3～5枚	上着	5枚	下着（半袖）	7～8枚	上着	5枚	上着	3～5枚	ずぼん	5枚	上着	7～8枚	ずぼん	7～8枚
	その他	ビニール袋（衣類用）	1つ	ビニールかばん	1つ	ビニールかばん	1つ	おむつ入れ用バケツ	1つ	（衣類汚れ物用）		（衣類汚れ物用）		ポリ袋	1箱	汚れ物用バケツ	1つ	ポリ袋	1箱	くつ	1足													

- ▶ パジャマはきんちゃく袋などに入れてください。
- ▶ 布団カバー・シーツ・パジャマは、週末に持ち帰り、洗濯をしてください。
- ▶ 毎年4月に、各自ぞうきん2枚・ティッシュペーパー1箱を集めています。
- ▶ ティッシュペーパーは、1年に各自2箱集めています。
（回収月は、クラス別になっていますので、園だよりでお知らせします。）
- ▶ いらなくなったバスタオルがありましたら、寄付をお願いします。
（子どもたちの体・足ふき用にさせていただきます。）
- ▶ 持ち物には、すべてに名前をはっきりとかきましょう。